

## 14 流通・サービス業関係

### ア 医薬品等

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①化粧品配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際統合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施			○ (厚生労働省) 化粧品基準の一部を改正し、新たに2成分を化粧品に配合することができるようにした。 (平成19年厚生労働省告示第197号)

### イ その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	引き続き検討			○ (経済産業省) 引き続き検討している。